◇**放送法の一部を改正する法律**（法律第二三号）

（総務省）

1　日本放送協会による電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務に関する事項

㈠　日本放送協会（以下「協会」という。）の第二〇条第二項第二号の業務に、協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を追加することとした。（第二〇条第二項関係）

㈡　総務大臣は、第二〇条第二項第二号の業務に関する実施基準の認可に当たり、当該業務の料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないかを審査することとした。（第二〇条第一〇項関係）

㈢　協会は、第二〇条第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならないこととした。（第二〇条第一一項関係）

㈣　協会は、実施基準の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならないこととした。（第二〇条第一二項関係）

㈤　協会は、第二〇条第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、認可を受けた実施基準に基づき、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととした。（第二〇条第一三項関係）

㈥　協会は、第二〇条第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないこととした。（第二〇条第一四項関係）

㈦　総務大臣は、協会が認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない規定に違反している場合には、認可を受けた実施基準に従い業務を行うべき旨の勧告をすることができることとした。（第二〇条第一五項関係）

2　協会の信頼確保のための制度の充実に関する事項

㈠　経営委員会が議決すべき事項に、協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を具体的に規定するとともに、中期経営計画及び実施計画を追加することとした。（第二九条第一項関係）

㈡　経営委員会は、その権限の適正な行使に資するため、広く一般の意見を求めることとした。（第二九条第三項関係）

㈢　監査委員は、第四五条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができることとした。（第三九条第三項関係）

㈣　監査委員がその職務の執行について協会に対して費用の前払の請求等をしたときは、協会は、当該請求に係る費用等が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととした。（第四三条第二項関係）

㈤　協会が役員に対し、又は役員が協会に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査委員会が選定する監査委員等が協会を代表すること等とした。（第四六条の二関係）

㈥　協会の役員は、法令及び定款並びに経営委員会の議決を遵守し、協会のため忠実にその職務を行わなければならないこととした。（第六〇条の二関係）

㈦　協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を総務大臣へ提出するに当たっては、当該事業年度に係る中期経営計画を添えなければならないこととするとともに、総務大臣が当該収支予算、事業計画及び資金計画を内閣を経て国会へ提出するに当たっては、当該中期経営計画を添えなければならないこととした。（第七〇条第一項及び第二項関係）

㈧　協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、中期経営計画を定め、公表しなければならないこととした。（第七一条の二関係）

㈨　協会は、保有する協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等であって総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、一般にとって利用しやすい方法により提供するもの等とした。（第八四条の二関係）

3　衛星基幹放送の業務の認定要件に関する事項

㈠　衛星基幹放送の業務の認定及び認定の更新の要件に、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合することを追加することとした。（第九三条第一項及び第九六条第二項関係）

㈡　総務大臣は、認定基幹放送事業者が不正な手段により第九六条第一項の認定の更新を受けたときは、その認定を取り消すことができることとした。（第一〇四条関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第二四号）（厚生労働省）

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正関係

1　一般事業主行動計画の策定等の義務の対象拡大

一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主をいう。以下同じ。）のうち、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）の策定及び届出（以下「策定等」という。）が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が三〇〇人を超えるものから一〇〇人を超えるものへと拡大することとした。（第八条第一項及び第七項関係）

2　㈠　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、男女雇用機会均等推進者（三の5の㈠の男女雇用機会均等推進者をいう。）及び職業家庭両立推進者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができることとした。（第一二条関係）

㈡　㈠の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、一般事業主行動計画の策定等に係る規定を適用しないこととした。（第一三条第一項関係）

㈢　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第一三条第二項関係）

㈣　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。（第一四条関係）

㈤　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が㈠の基準に適合しなくなったと認めるとき、㈢の公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき等に該当するときは、㈠の認定を取り消すことができることとした。（第一五条関係）

3　女性の職業選択に資する情報の公表

㈠　一般事業主（常時雇用する労働者の数が三〇〇人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(1)　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2)　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績